

日本金融ハイブリッド証券ファンド(繰上償還条件付)2012-07

【投信協会商品分類】 単位型投信／海外／その他資産(ハイブリッド証券)

【設定日】2012年8月1日 【信託期間】2017年2月10日まで 【決算日】原則、3月、6月、9月、12月の各14日

本資料は、当ファンドの受益者に運用状況をご報告するための資料です。
当ファンドの受益者以外の方への提供を行うものではありません。
当ファンドの募集期間は終了しております。

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	10,676円
純資産総額	3.00億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

繰上償還観測期間において安定資産による運用に移行となる基準価額	11,000円
---------------------------------	---------

※ 繰上償還観測期間は、2012年8月1日から2017年1月10日までになります。

※ 安定資産による運用に移行となる基準価額の詳細は、「ファンドの特色」または投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。

期間別騰落率

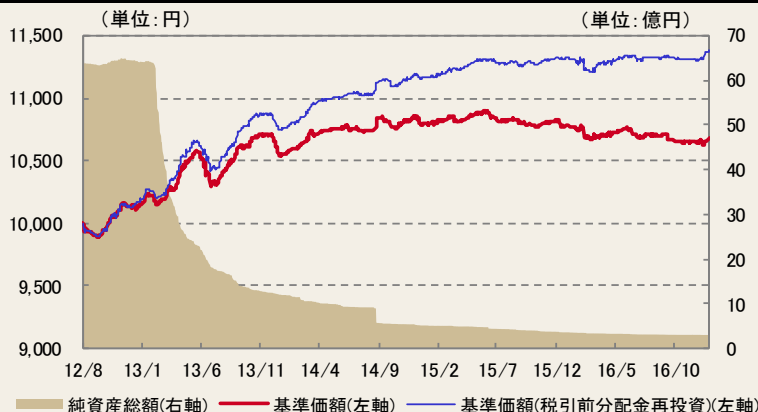
	当ファンド
過去1か月間	0.60%
過去3か月間	0.49%
過去6か月間	0.67%
過去1年間	0.54%
過去3年間	5.78%
過去5年間	-
設定来	13.79%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移

2012/08/01～2016/12/30



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2015年12月	40円
2016年03月	40円
2016年06月	40円
2016年09月	40円
2016年12月	40円
設定来累計	680円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

構成比率

	純資産比
公社債	91.49%
コール・ローン等	8.51%

種類別構成比率

種類	純資産比
優先出資証券	84.5%
国債証券	7.0%

通貨別構成比率

通貨	純資産比
アメリカ・ドル	45.8%
イギリス・ポンド	33.4%
ユーロ	12.3%

ポートフォリオの状況

平均残存期間	0.1
修正デュレーション	0.1
平均終利	3.7%
平均直利	5.6%

※ コール・ローン等を除いて算出しております。

※ 「ポートフォリオの状況」については、初回コール償還されたと仮定して計算しています。コール償還とは、発行体が債券発行時に定めた条項に基づき、満期前に繰上げて償還できる権利のことです。ただし、コール償還の実施は発行体の任意で行われるため、必ずしも初回コールされるとはかぎりません。

※ 平均終利、平均直利は、ファンド組入銘柄等の利回りの加重平均等により算出したものであり、ファンド全体の期待利回りを示すものではありません。

金融機関グループ別構成比率

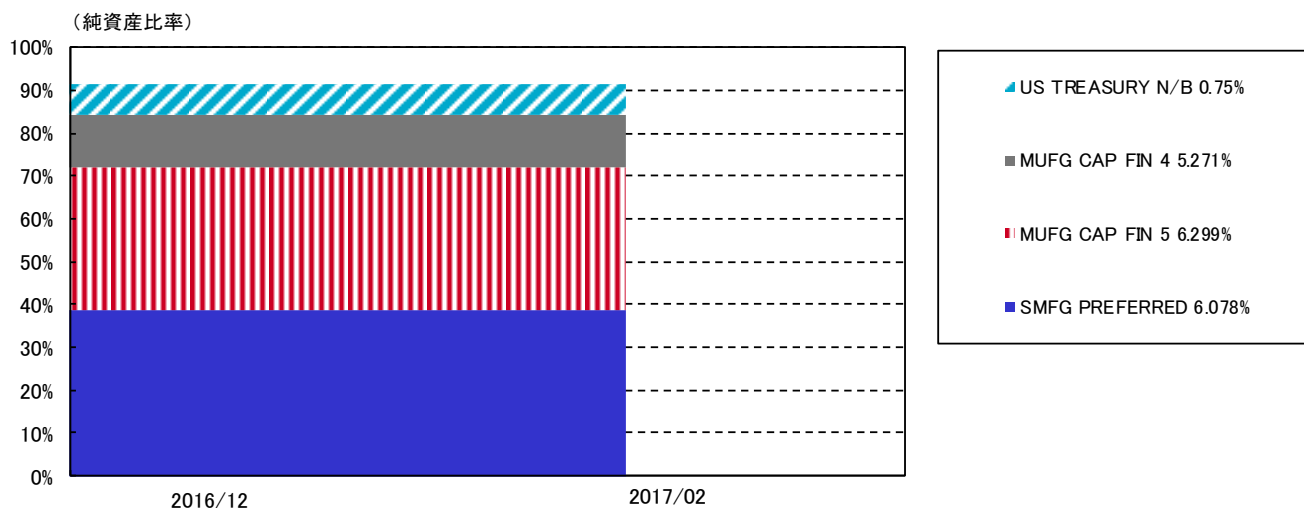
	純資産比
三菱UFJFG	45.7%
三井住友FG	38.8%

日本金融ハイブリッド証券ファンド(繰上償還条件付)2012-07

組入銘柄一覧

銘柄名	種類	通貨	クーポン(%)	評価単価	コール償還日	純資産比
1 SMFG PREFERRED 6.078%	優先出資証券	アメリカ・ドル	6.078	100.07	2017/01/25	38.8%
2 MUFG CAP FIN 5 6.299%	優先出資証券	イギリス・ポンド	6.299	100.24	2017/01/25	33.4%
3 MUFG CAP FIN 4 5.271%	優先出資証券	ユーロ	5.271	100.13	2017/01/25	12.3%
4 US TREASURY N/B 0.75%	国債証券	アメリカ・ドル	0.750	99.98	2017/01/15	7.0%
組入銘柄数						4銘柄

＜ご参考＞コール償還日の分布状況



※ コール償還の実施は発行体の任意で行われるため、必ずしも初回コールされるとはかぎりません。
 ※ 保有する証券が償還した場合は、原則、ハイブリッド証券に再投資を行います。マーケット動向等によっては、再投資を行わず、公社債、短期金融商品等による運用を行う場合があります。

ファンドマネージャーコメント

○投資環境

米国国債市場において、12月の債券利回りは、上昇（価格は下落）しました。

月半ばのFOMC（米連邦公開市場委員会）において、利上げが決定されたことに加え、今後の政策金利見通しが、従来より速いペースでの利上げを示唆する形へ修正されたことを受けて、利回りは上昇しました。その後は、年末に向けたポジション調整などがあり、利回りは若干低下しましたが、月末の水準は前月末を上回りました。

ドイツ国債市場において、12月のドイツの債券利回りは、低下（価格は上昇）しました。

ドイツの債券利回りは、8日のECB（欧州中央銀行）理事会で資産買入額の減額が決定され、若干上昇しました。しかし、ドラギ ECB 総裁が、金融緩和姿勢は続けるとの考えを示したことや、10月以降の利回り上昇幅が0.5%程度となり、一服感が広がったことから、月末にかけて利回りが低下しました。

英国国債市場において、12月の債券利回りは、低下（価格は上昇）しました。

月初より方向感を欠く展開が続き、レンジでの推移が継続しました。下旬から月末にかけては、ドイツや米国の債券利回りが低下するなか、英国の債券利回りもつられて低下しました。

邦銀ハイブリッド証券の短期債については、償還が近いいため安定的に推移し、保有銘柄の所有期間利回りはプラスとなりました。

○今後の見通し

当ファンドのハイブリッド証券は、ファンダメンタルズが安定していることや、残存期間も極めて短いことから、安定的に推移するものと考えます。

○運用方針

投資環境の変化には引き続き注視しながら、償還に向けてポートフォリオの調整を図る方針です。

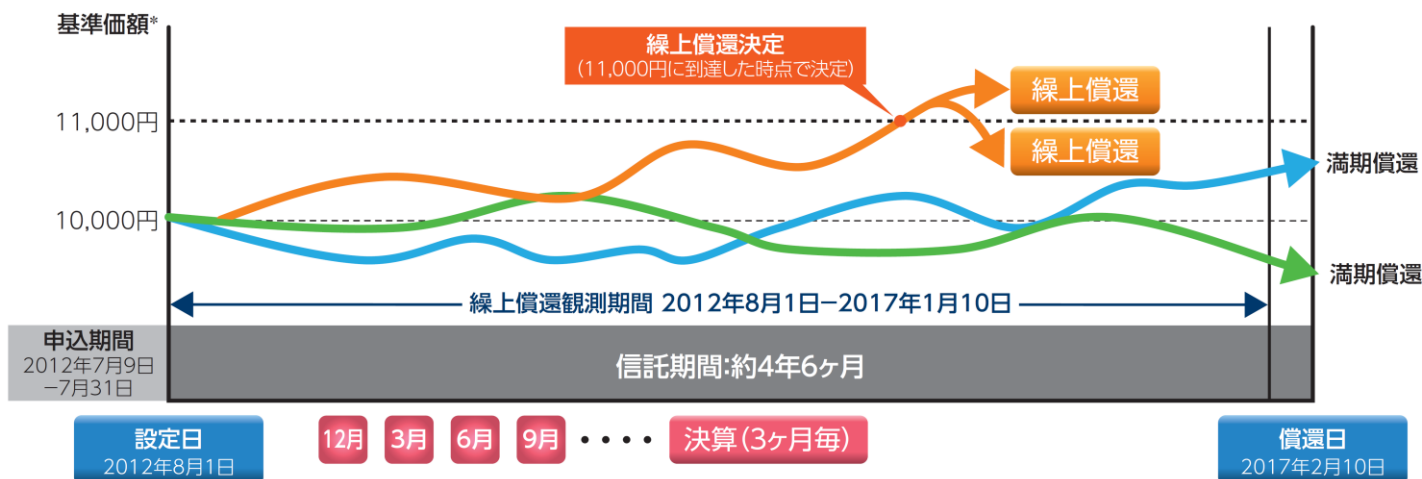
日本金融ハイブリッド証券ファンド(繰上償還条件付)2012-07

ファンドの特色

- 主に日本の金融機関グループが発行した外貨建て（米ドル建て、ユーロ建て、英ポンド建て等）のハイブリッド証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
- 外貨建て資産については、原則として日本円へ為替のフルヘッジを行い、為替変動リスクを低減する運用を行います。
- 年4回（原則、3、6、9、12月の各14日、当該日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、利子・配当等収益を中心に分配を行います。
 - ◆ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
 - ◆ 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- 基準価額*が11,000円以上となった場合には、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用**に移行し、繰上償還***を行います。
 - * 1万口当たりの基準価額とし、支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。
 - ** 安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向等の影響を受けるため、基準価額*が11,000円を下回ることがあります。
 - *** ただし、2017年1月11日以降に基準価額*が、11,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還をせず、満期償還として対応します。

基準価額、償還価額が11,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。

お申込みから償還まで



日本金融ハイブリッド証券ファンド(繰上償還条件付)2012-07

| 投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ハイブリッド証券（期限付劣後債、永久劣後債、優先出資証券等）への投資に伴う固有のリスク

●弁済順位について

ハイブリッド証券は、一般的に法的な債務弁済順位は株式に優先し、普通社債より劣後します。発行体の倒産や債務不履行があった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り、元金の支払いを受けることができません。また、発行体の倒産や国有化などの場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく減少すること、または価値がなくなることもあり、当ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

●繰上償還について

ハイブリッド証券は、一般的に繰上償還条項が設定されており、繰上償還日に償還されることを前提に取引されています。市況動向等により予定通りに繰上償還が実施されない場合や、繰上償還されないの見込まれる場合には、ハイブリッド証券の価格が大きく下落する場合があります。

●利息・配当の支払いについて

ハイブリッド証券に利息・配当の支払い繰上条項がある場合、発行体の著しい業績悪化等により、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

●制度変更等に関わるリスク

将来、ハイブリッド証券にかかる税制の変更や、当該証券市場にとって不利益な制度上の重大な変更等があった場合には、税制上・財務上のメリットがなくなるか、もしくは著しく低下する等の事由により、投資成果に悪影響を及ぼす可能性があります。

◆業種・銘柄集中投資のリスク

当ファンドは、日本の金融機関グループ（銀行本体およびそれぞれの子会社、関連会社を含みます。）が発行するハイブリッド証券に集中的に投資するため、個別の金融機関の業績・財務状況等に加え、金融業界全体に対する法令、規制等の変化による影響を受けます。したがって、幅広い業種に分散して投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少する場合があります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

有価証券の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落する場合があります。組入れている有価証券の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、有価証券の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

また、当ファンドが組入れるハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して、低い格付が格付機関により付与されています。

◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

日本金融ハイブリッド証券ファンド(繰上償還条件付)2012-07

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ◆ 繰上償還に関するリスク
当ファンドは、平成29年1月10日までの間に、基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が11,000円以上となった場合は、すみやかに短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に移行し、繰上償還を行います。ただし、平成29年1月11日以降に基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が、11,000円以上となった場合には、すみやかに安定資産による運用への移行は行いますが、繰上償還はせず、満期償還として対応します。
※安定資産による運用開始以降も繰上償還日までは、基準価額は市況動向などの影響を受けるため、基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が11,000円を下回ることがあります。繰上償還となった際は、可能な限りすみやかに行うことを目指しますが、信託事務処理の状況等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合があります。
- ◆ 当ファンドは、ハイブリッド証券を主要投資対象としますが、発行・流通市場の需給関係等によっては、当初設定時の組入れに時間がかかることや、組入れたハイブリッド証券の繰上償還により、ハイブリッド証券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
換金申込不可日	ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、換金のお申込みを受けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成29年2月10日まで（設定日 平成24年8月1日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	委託会社は、平成29年1月10日までの間に基準価額（支払済みの収益分配金（税引前）を含みません。）が11,000円以上となった場合には繰上償還させます。 また、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、3月、6月、9月、12月の各14日。（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

日本金融ハイブリッド証券ファンド(繰上償還条件付)2012-07

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 2.625% (税抜2.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.7% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.026% (税抜0.95%) を乗じた額とし、毎計算期末ならびに換金時または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.45% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.45% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.05% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ◆ 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00432%(税抜0.004%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ◆ その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません	<ul style="list-style-type: none"> 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(関東財務局長(金商)第351号) 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ : http://www.sjn-asset.com.jp/ 電話番号 : 0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 株式会社りそな銀行 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○				
宇都宮証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○				
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○				

受益権の一部解約の実行の請求の受付、分配金・償還金および一部解約金の支払い等について扱っております。

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社が受益者の皆様への情報提供のみを目的として作成したものであり、投資信託の販売を目的とするものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。